

第9期広島市高齢者施策推進プランの施策項目別の取組一覧

施策の柱 1

高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進

施策項目(1) 健康づくりと介護予防の促進

① 健康づくりの促進

取組名等	取組内容等	関係課
健康ウォーキングの場や機会の提供	運動器機能の維持向上を目的とした健康ウォーキング教室を開催するとともに、健康ウォーキングの楽しさや効用を広めることを目的とした健康ウォーキング大会を開催します。	健康推進課
健康ウォーキング認定制度の実施	日常的に取り組む動機付けを目的として、ウォーキングの取組状況に応じた認定証等の交付を行います。	健康推進課
健康ウォーキング推進者の育成と活動支援	健康ウォーキングの楽しさや効用を広める「健康ウォーキング推進者」の育成と活動の支援を行います。	健康推進課
健康づくりに関する自主グループの活動支援	地域において健康ウォーキング等を行う自主グループの継続的な活動を支援します。	健康推進課
区スポーツセンター等における健康・体力づくりのための教室	区スポーツセンター等において、高齢者を対象とした健康・体力づくりのための事業の実施、情報提供及び活動の場の提供等を行います。	スポーツ振興課
8020 運動の推進	歯科医師会等の関係機関と連携し、「8020」運動の普及啓発を図ります。取組の一環として、80 歳以上で 20 本以上の歯を有する方を広島市及び 4 地区歯科医師会が表彰します。	健康推進課
「元気じゃけんひろしま 21（第3次）推進会議」等における構成団体・機関との取組の推進	本市の健康づくり計画「元気じゃけんひろしま 21（第3次）」を推進するため、健康づくりに関する様々な団体・機関等で構成される「元気じゃけんひろしま 21（第3次）推進会議」等において構成団体・機関が情報を共有し、連携を図りながら、一体となって市民の健康づくりを推進します。	健康推進課
高齢者いきいき活動ポイント事業の実施	高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が行う地域での健康づくり・介護予防活動やボランティア活動、健康診査の受診等に対するインセンティブとして、それらの活動等の実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて奨励金を支給します。	高齢福祉課
健康教室、健康相談の実施	各区保健センターにおいて、生活習慣病予防のための健康教室、健康相談を実施します。また、ロコモティブシンドローム予防や歯周病予防等の健康づくりに資する教室を開催します。	健康推進課
元気じゃ健診・がん検診等の実施	広島市国民健康保険の被保険者や後期高齢者医療制度の被保険者を対象に健康診査（元気じゃ健診）を実施するとともに、各種がん検診や節目年齢歯科健診を実施します。	健康推進課・保険年金課
元気じゃ健診（特定健康診査）の受診率向上	行政・医療機関・地域団体等が一体となり、重層的な啓発活動を展開します。また、高齢者いきいき活動ポイント事業の普及に努め、インセンティブの付与による受診率の向上を目指します。	健康推進課・保険年金課
生活習慣病重症化予防等の取組	広島市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、糖尿病性腎症・CKD（慢性腎臓病）の重症化予防及び脳卒中・心筋梗塞・狭心症の再発予防のための保健指導を実施します。また、糖尿病等の生活習慣病に係る治療中断者・未治療者への受診勧奨を実施します。	保険年金課
各種感染症予防のための取組	定期接種として、「インフルエンザワクチン」や「肺炎球菌ワクチン」の接種を実施するとともに、市ホームページからの情報発信等により感染症予防対策の普及啓発を行います。	健康推進課

② 介護予防・フレイル対策の推進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
介護予防に関する教室の開催	介護予防の取組を高齢者が日常生活の中で実践することができるよう、地域包括支援センターが主体となって、フレイル予防の必要性の普及啓発を行うとともに、低栄養予防、口腔機能の低下予防等の介護予防に関する教室を開催します。	地域包括ケア推進課
デジタル技術の活用によるフレイル予防の推進	自ら介護予防活動に取り組む高齢者が増加するよう、介護予防・フレイル対策の取組にデジタル技術を活用し、高齢者の心身の状態を可視化・比較分析することにより、介護予防・フレイル対策への関心を高めるとともに、測定データ等に基づきリハビリ専門職や地域包括支援センター職員による高齢者の状態に応じた助言・指導等を行います。	地域包括ケア推進課
地域介護予防拠点整備促進事業の実施	高齢者の誰もが身近な地域で介護予防に取り組むことができるよう、地域包括支援センターがコーディネーターとなり、地域福祉関係団体等との協力の下、リハビリ専門職等と連携して、住民が主体となって身近な場所で運動を中心とした介護予防に取り組む通いの場（地域介護予防拠点）の整備を促進するとともに、助言・情報提供や講師派遣などの運営支援を行います。	地域包括ケア推進課
地域高齢者交流サロン運営事業の実施	地域団体（町内会・自治会、地区社会福祉協議会など）が実施している「ふれあい・いきいきサロン」などを活用し、高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通いの場」の活性化を図るため、運営に係る補助や実施団体への研修などの運営支援を行います。	高齢福祉課
高齢者いきいき活動ポイント事業の実施（再掲）	施策の柱 1 －施策項目(1)－①に掲載	高齢福祉課
介護予防ケアマネジメントの実施	要支援認定者や基本チェックリストに該当した事業対象者に対して、地域包括支援センター等が、的確なアセスメントに基づく目標指向型のケアプランを作成し、地域で自立した生活を継続できるような介護予防ケアマネジメントを実施します。	地域包括ケア推進課
地域ケアマネジメント会議の開催	地域包括支援センター等が実施する介護予防ケアマネジメントの質の向上を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、リハビリ専門職等を構成員とした地域ケアマネジメント会議を開催します。	地域包括ケア推進課
地域リハビリテーション活動支援事業の実施	住民主体の通いの場である地域介護予防拠点の立ち上げ及び運営の支援や介護予防ケアマネジメントに、リハビリ専門職の専門的知見を生かすことで、地域における介護予防の取組の機能強化と高齢者の自立支援に資する取組を促進します。	地域包括ケア推進課
短期集中型訪問・通所サービス事業の実施	高齢者が要介護状態等になることを予防し、自立した生活が維持できるよう、専門職が短期集中的に、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上等を図るための支援を行います。	地域包括ケア推進課
ポリファーマシー対策の実施	医師会、薬剤師会と連携し、広島市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に対し、医薬品の適正使用を促すことで、健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化にもつなげます。具体的には、重複多剤服薬者に対し、服薬情報を記載した通知を送付し、かかりつけの薬局への相談等を促します。	保険年金課
服薬に関する相談・指導	通いの場等で、薬剤師が地区担当保健師とともに、フレイル予防と併せて糖尿病等疾病の重症化予防や服薬管理の重要性についての健康教室を実施します。 また、生活習慣病重症化予防等事業の対象者に対し、薬局の薬剤師による服薬管理のモニタリングや相談・指導を実施します。 さらに、服薬情報通知の送付対象者に対し、年1回、薬剤師が自宅を訪問し、服薬に関する相談・指導を実施します。	保険年金課・健康推進課・地域包括ケア推進課

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
口腔に関する相談・指導	通いの場等で、歯科衛生士が地区担当保健師とともに、口腔機能の維持・向上と併せて歯周病予防等についての健康教室を実施します。 また、質問票や歯科健診等により口腔機能の低下の恐れがある方を対象に、歯科衛生士が自宅を訪問し、口腔機能向上のための指導や、必要に応じてかかりつけ医への受診勧奨、通所型介護予防事業等必要なサービスにつなぎます。	健康推進課・ 地域包括 ケア推進課
栄養に関する相談・指導	健康診査の結果、前年度と比較し一定の体重減少があり、かつBMIの数値から低栄養傾向の方などを対象に、管理栄養士が自宅を訪問し、高齢者個人の状態に合わせた栄養についての相談・指導を行います。	健康推進課

施策項目(2) 生きがいつくりの支援

① 外出・交流の促進

取組名等	取組内容等	関係課
地区社会福祉協議会が行う「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」への支援	地域住民等のふれあいの場づくりにつながる「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」を行う地区社会福祉協議会への活動支援を実施している市社会福祉協議会への支援を行います。	地域共生社会推進課
地域高齢者交流サロン運営事業の実施（再掲）	施策の柱1－施策項目(1)－②に掲載	高齢福祉課
地域介護予防拠点整備促進事業の実施（再掲）	施策の柱1－施策項目(1)－②に掲載	地域包括ケア推進課
高齢者いきいき活動ポイント事業の実施（再掲）	施策の柱1－施策項目(1)－①に掲載	高齢福祉課
要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成事業の実施	身体的状況により外出が困難な要支援・要介護高齢者の外出機会の創出を支援するため、タクシー等を利用する際の交通費を助成します。	高齢福祉課
「青少年支援メンター制度」の推進	メンターと呼ばれる人生経験の豊富な大人が、子ども（小・中学生）と、1対1の関係で継続的・定期的に交流し、信頼関係を築きながら子どもの成長を手助けする「青少年支援メンター制度」を推進します。	こども・家庭支援課

② 生涯学習、文化・スポーツ活動の振興

取組名等	取組内容等	関係課
「シニア大学・シニア大学院」の支援	一般教養講座・実践研究講座の開催等により、地域活動を担う人材の育成などを行う「シニア大学・シニア大学院」を運営している市社会福祉協議会への支援を行います。	地域共生社会推進課
「高齢者作品展」の開催	高齢者の日頃の学習成果を発表する場や学習体験の機会を提供することを目的として市文化財団等と連携して「高齢者作品展」を開催します。	高齢福祉課
全国健康福祉祭（ねりんピック）への市代表選手団の派遣支援	高齢者のスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である「全国健康福祉祭（ねりんピック）」への市代表選手団の派遣を支援します。	高齢福祉課
公民館における高齢者を対象とした各種講座・教室の開催	高齢者が、学びを生きがいの創出につなぐことができるよう、公民館において高齢者を対象とした各種講座・教室を開催します。	生涯学習課
老人福祉センター等の管理運営	地域における高齢者の自主的な活動拠点を提供するため、老人福祉センター、老人いこいの家、老人集会所、老人集会施設及び老人運動広場を管理運営します。	高齢福祉課

③ 市民の高齢者への理解の促進

取組名等	取組内容等	関係課
敬老事業の実施	高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表するとともに、高齢者福祉についての市民の理解を促進することを目的として、百歳高齢者等への訪問等により祝状や記念品の贈呈などを行います。	高齢福祉課
青少年や企業を対象とした福祉教育・福祉体験講座等の開催支援	青少年や企業を対象とした高齢者の疑似体験キットなどを活用して行う「福祉教育・福祉体験講座」等への開催支援を実施している市社会福祉協議会への支援を行います。	地域共生社会推進課

施策項目(3) まちの活性化につながる多様な活動の促進

① 就業などの社会参加の促進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
定年就農・帰農等農業研修の実施	定年後のセカンドライフとしての就農・帰農や半農半Xなどでの就農による出荷農家を育成するため、人材を募集・選考し、1年間の研修を行うとともに、農地の確保などの就農支援を行います。	農政課
シニア応援センターの運営支援	元気で活動的な高齢者が、これまで培ってきた知識や経験を活かし、生き生きと活躍できるよう、相談者の希望に応じて、職業紹介などを行うとともに、シルバー人材センターやボランティア活動の紹介など、幅広い社会参加・社会貢献に関する情報を提供する「シニア応援センター」を運営している市社会福祉協議会への支援を行います。	地域共生 社会推進課
協同労働促進事業の実施	自らが出資して経営に参画し、地域課題の解決に取り組む労働形態である「協同労働」を活用した起業を支援します。	雇用推進課

② 地域活動の促進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
“まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助事業の実施	町内会・自治会、地区社会福祉協議会等が、自主的・継続的に 行う地域コミュニティの活性化に資する取組を支援します。	コミュニティ 再生課
地区社会福祉協議会が行う福祉のまちづくり事業3事業への支援	地域の見守り活動につながる「近隣ミニネットワークづくり推進 事業」、地域住民等のふれあいの場づくりにつながる「ふれあい・ いきいきサロン設置推進事業」、地域住民の支え合い活動につな がる「地区ボランティアバンク活動推進事業」を行う地区社会福 祉協議会への活動支援を実施している市社会福祉協議会への支 援を行います。	地域共生 社会推進課
老人クラブ活動への助成	老人クラブが行う健康づくり事業や生きがいくづくり事業、奉仕 活動などに対する助成を行います。	高齢福祉課
健康ウォーキング推進者の育成と活動支援（再掲）	施策の柱1 —施策項目(1)—①に掲載	健康推進課
区の魅力と活力向上推進事業の実施	区役所が、市政車座談義や区長と住民との対話等を踏まえ、企 画・立案力を十分に発揮し、地域の魅力や活力の向上に資する 住民の主体的かつ継続的な活動を効果的に支援することによ って、魅力と活力のあるまちづくりを推進します。	コミュニティ 再生課
広島市地域コミュニティ活性化に基づく取組の推進(地域 団体等に対する支援)	広島市地域コミュニティ活性化ビジョンに基づき、概ね小学校区を 単位として地域団体とNPOなどが連携する広島型地域運営組織 「ひろしまLMO」の設立・運営を支援するためのコーディネーター や税理士等の派遣、設立・運営に必要となる経費の助成などを行 います。	コミュニティ 再生課
広島市地域コミュニティ活性化に基づく取組の推進(企業 等の地域貢献活動への参画促進)	広島市地域コミュニティ活性化ビジョンに基づき、企業等の地域貢 献活動への参画を促進するため、従業員が地域貢献活動に参加 する際の休暇制度の整備促進や地域貢献活動に積極的な企業等 の認定などを行います。	コミュニティ 再生課
「地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」の制定に向 けた取組	「ひろしまLMO」を普及・定着させるとともに、将来にわたり持続可 能な地域コミュニティの実現を目指すため、ワークショップの開催な ど、「地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」の制定に向けた取 組を推進します。	コミュニティ 再生課
各種情報の発信	市ホームページ・広報紙や市関係団体のホームページ・広報紙 などを活用し、市民活動・ボランティア活動、地域活動等の情 報発信を行います。	各事業課
各種ボランティアの登録制度 の実施	市民活動などを通じて得た知識・技術などを生かしてボラン ティア活動をする人材の登録・斡旋を実施します。また、市社会 福祉協議会が設置運営する「ボランティア情報センター」、区社会福 祉協議会が設置運営する「ボランティアセンター」などの取組を支 援します。	市民活動推進課・ 地域共生 社会推進課
各種市民活動・ボランティア 活動、地域活動の人材育成	市まちづくり市民交流プラザ等において、地域を支える活動な ど市民活動を担う人材育成の講座などを実施します。	市民活動推進課等
市民活動保険制度の実施	町内会・自治会や老人クラブなどにおいて、市民が自主的・自 発的な市民活動に取り組めるよう、活動中の事故（傷害及び賠 償責任）について市民活動保険制度を活用し、その活動を支援 します。	市民活動推進課

施策の柱 2

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり

施策項目(1) 見守り支え合う地域づくりの推進

① 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

取組名等	取組内容等	関係課
地域共生社会の実現に向けた地区社会福祉協議会への支援	市・区社会福祉協議会との連携の下、地区社会福祉協議会が地域の生活課題に関する相談を包括的に受け止めることができるよう、活動拠点にスタッフを配置する経費を補助します。また、本市が出捐している市社会福祉協議会の基金を活用し、地区社会福祉協議会が行う地域団体との活動に要する事業費や、地域団体間の連携強化に取り組む地区社会福祉協議会の運営費に対する助成を行います。	地域共生社会推進課
保健師地区担当制の推進	保健師がそれぞれの担当地区を受け持つ「保健師地区担当制」により、保健師が積極的に地区に出向き、訪問指導や健康相談を行うなどの保健活動を充実させるとともに、地域住民や関係機関と連携しながら高齢者、障害者、子どもなど全ての住民が暮らしやすい地域づくりを推進します。	健康推進課
区役所厚生部における地域団体、関係機関等と連携した取組の推進	地域福祉の担い手となる地域団体、保健・医療関係団体、地域包括支援センターなどを一元的に所管する区役所厚生部地域支えあい課において、地域の関係者との協力体制を構築し、地域の課題解決に向け、地域団体、住民、行政が連携した取組を推進します。	地域共生社会推進課 ・健康推進課
相談支援包括化推進員の配置	高齢、障害、子ども、生活困窮などの複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、相談支援機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置します。	地域共生社会推進課
重層的支援体制整備事業の実施	地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、①包括的な相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進します。	地域共生社会推進課

② 地域における見守り・支え合い活動等の促進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
高齢者地域支え合い事業の実施	地域包括支援センターがコーディネーターとなり、小学校区を基本として、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、町内会・自治会、老人クラブといった様々な活動主体の連携強化及び見守り活動情報の一元化・共有化を図ることができるネットワークを構築するなど、地域の実情に応じて高齢者を地域で見守り・支え合う仕組みを構築し、見守り活動を基本に高齢者の活動・交流の場づくり、生活支援サービスへのつながりなど、共に支え合う地域づくりを推進します。	高齢福祉課
高齢者いきいき活動ポイント事業の実施（再掲）	施策の柱 1－施策項目(1)－①に掲載	高齢福祉課
民生委員・児童委員が行う活動への支援	民生委員・児童委員に対する研修を実施するとともに、高齢者の支援ニーズに応じた情報提供や地域で行う様々な相談活動を支援します。	地域共生社会推進課
地域共生社会の実現に向けた地区社会福祉協議会への支援（再掲）	施策の柱 2－施策項目(1)－①に掲載	地域共生社会推進課
地区社会福祉協議会が行う福祉のまちづくり事業3事業への支援（再掲）	施策の柱 1－施策項目(3)－②に掲載	地域共生社会推進課
老人クラブが行う友愛活動への助成	老人クラブが行うひとり暮らし高齢者等に対する家庭訪問、声掛け、見守り、家事援助など、地域における友愛活動への助成を行います。	高齢福祉課
避難行動要支援者の避難支援に係る取組の支援	災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者（高齢者や障害者等）の名簿を整備するとともに、避難行動要支援者のうち、名簿情報の外部提供に同意が得られた者のみを掲載した同意者リストを作成します。 同意者リストを地域で避難支援に携わる避難支援等関係者（自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等）に提供するとともに、避難支援等関係者や福祉専門職等と連携し避難行動要支援者ごとに避難支援者や具体的な避難方法等を記載した個別避難計画の作成を進めます。	危機管理課・健康福祉企画課

③ 相談支援体制の充実

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
地域包括支援センターの運営等	市内 41 か所の地域包括支援センターに保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職員を配置し、高齢者の総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を実施します。 また、各区地域支えあい課内に設置している区地域包括ケア推進センターが、地域包括支援センターが実施する業務の調整・支援を行います。	地域包括 ケア推進課
地域包括支援センター運営協議会の開催	地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するとともに、業務の質の向上を図るため、市及び各区の地域包括支援センター運営協議会を開催します。	地域包括 ケア推進課
地域ケア会議の開催	支援が必要な高齢者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うため、地域ケア会議を開催します。	地域包括 ケア推進課
地域ケアマネジメント会議の開催(再掲)	施策の柱 1－施策項目(1)－②に掲載	地域包括 ケア推進課
地区担当保健師の保健活動の推進(再掲)	施策の柱 2－施策項目(1)－①に掲載	健康推進課
区役所厚生部における地域団体、関係機関等と連携した取組の推進(再掲)	施策の柱 2－施策項目(1)－①に掲載	地域共生 社会推進課 ・健康推進課
相談支援包括化推進員の配置(再掲)	施策の柱 2－施策項目(1)－①に掲載	地域共生 社会推進課
特別養護老人ホームによる在宅介護支援の推進	在宅介護の限界点を高められるよう、介護の経験が豊富な特別養護老人ホームの職員が、家族等介護者に介護技術や悩み等について指導・助言を行う取組を支援します。	高齢福祉課
民生委員・児童委員が行う活動への支援(再掲)	施策の柱 2－施策項目(1)－②に掲載	地域共生 社会推進課

④ 生活支援サービスの充実

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
住民主体型生活支援訪問サービス事業の実施	「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスとして、地域団体、NPO、ボランティア団体等の多様な実施団体に対し運営費等を補助し、高齢者の多様なニーズに対応した生活支援サービスを提供します。	高齢福祉課
生活援助特化型訪問サービス事業の実施	「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスとして、生活援助員等が居宅を訪問し、掃除や洗濯などの生活援助サービスを提供します。	介護保険課
生活支援体制整備事業の実施	生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、介護保険制度でのサービスのみならず、保険外のサービスも含む多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進する役割を担う者（生活支援コーディネーター）を配置し、地域に不足するサービスの創出や、生活支援サポーター養成講座の開催等によるサービスの担い手の育成等を行うとともに、生活支援サービスの多様な提供主体が参画する協議体を設置し、多様な主体間の定期的な情報共有及び連携強化を図ります。	高齢福祉課 ・地域共生 社会推進課
あんしん電話設置事業の実施	ひとり暮らしの高齢者等宅にあんしん電話を設置し、急病等の緊急通報に迅速かつ適切な対応をします。また、24時間365日体制のコールセンターにおいて、看護師等による健康相談や定期的な声掛けなども行います。	高齢福祉課
見守り配食サービスの実施	ひとり暮らしの高齢者等の自立と生活の質の確保を図るため、栄養バランスのとれた食事を定期的に配達する際に安否を確認し、緊急時には関係機関に連絡等を行います。	高齢福祉課
日常生活用具給付の実施	ひとり暮らしの高齢者等に対して、日常生活の便宜を図るため、自動消火器、卓上電磁調理器を給付します。	高齢福祉課
在宅訪問歯科健診・診療事業	在宅で寝たきりであるため、歯科医療機関に通院することが困難な高齢者等を対象に、その居宅を訪問して歯科健康診査及び歯科診療を実施します。	健康推進課
介護者に対する支援	在宅で高齢者を介護している家族等に対して、「家族介護教室の開催」、「高齢者在宅介護用品の支給」、「家族介護慰労金の支給」を行い、介護者の負担軽減を図ります。	高齢福祉課
ボランティア活動の促進	市社会福祉協議会が設置する「ボランティア情報センター」、区社会福祉協議会が設置する「ボランティアセンター」、地区社会福祉協議会が設置する「ボランティアバンク」の運営を支援します。	地域共生 社会推進課

施策項目(2) 生活環境の充実

① 高齢者向け住まいの確保

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
広島市居住支援協議会の運営	高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を促進します。また、これらの住宅への円滑な入居のため、セーフティネット登録住宅、居住支援サービス及び居住支援法人（住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供や見守りなどの生活支援等を実施する団体）などの情報を住宅確保要配慮者に提供します。	住宅政策課・保護自立支援課・高齢福祉課
有料老人ホームの届出受理及び適正な運営の確保	有料老人ホームの設置の届出を受理するとともに、必要に応じて立入検査や指導を行い、適正な運営及びサービスの質を確保します。	介護保険課
サービス付き高齢者向け住宅の登録及び適正な運営の確保	サービス付き高齢者向け住宅の登録及び既設住宅の登録更新を行うとともに、必要に応じて立入検査や指導を行い、適正な運営及びサービスの質を確保します。	住宅政策課・介護保険課
介護保険施設等の必要定員数の確保	特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）について、必要な定員数の確保に向けて、事業者の募集を行います。	介護保険課
市営住宅への生活援助員の派遣	高齢者向け市営住宅（シルバーハウジング。江波沖市営住宅、京橋会館、吉島市営住宅）において生活援助員の派遣を行います。	高齢福祉課
住宅改修費補助事業の実施	高齢者等の日常生活の利便性の向上や介護者の負担軽減を図るため、住宅のバリアフリー化のための改修工事費の一部を補助します。	介護保険課
養護・特別養護老人ホームの老朽化対策	養護老人ホーム、特別養護老人ホームについて、老朽化が進んでいる施設が多いことから、老朽改築及び大規模修繕に対して補助金を交付し、入所者の安全確保や居住環境の改善を図ります。	介護保険課・高齢福祉課
養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営に対する支援	家庭環境や経済的な理由などにより在宅生活が困難な高齢者の住まいを確保するため、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営に対する支援を行います。	高齢福祉課

② 福祉のまちづくりの推進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
広島市バリアフリーマップの提供	高齢者や障害者、乳幼児を連れた人など、市民が気軽に安心して外出できるよう、市内中心部やＪＲ駅周辺の、多くの市民が利用する公共施設や民間施設のバリアフリー設備の整備状況についての情報を、マップ形式により、インターネット上で提供します。	健康福祉企画課
「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」の普及	公共施設・民間施設の車いす使用者対応駐車区画等を設置（管理）者の登録により「広島県思いやり駐車場」に位置付け、障害者・高齢者・妊産婦等の車の乗降等に配慮を必要とする人に対象駐車区画の利用証を交付することにより、対象者が安心して駐車できる環境づくりや対象駐車区画の適正利用を促進します。	健康福祉企画課
福祉のまちづくり啓発事業の実施	福祉のまちづくりをソフト面から推進するため、「福祉のまちづくり読本」の配布や「福祉のまちづくり啓発ビデオ」の貸出し等により、福祉のまちづくりの理念、高齢者及び障害者の特性や手助け方法等を市民及び職員に普及し、人にやさしい市民意識の醸成に努めます。	健康福祉企画課
公共施設のバリアフリー化	本市の施設について、「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づき、建築物、道路、公園、駐車場のバリアフリー化を推進します。	健康福祉企画課
交通施設バリアフリー化設備整備費補助	利用者数等一定の要件を満たす交通施設のバリアフリー化について、国とともに整備に対する補助を行います。	公共交通政策部
低床低公害バス車両購入費補助	交通事業者が導入する低床低公害バスの車両購入費の一部を国等とともに補助します。	公共交通政策部
路面電車のＬＲＴ化の推進	低床路面電車の導入を促進するなど、路面電車のＬＲＴ化（定時性、速達性、快適性などに優れ、人にも環境にもやさしい路面電車にすること）を推進します。	公共交通政策部
バス運行対策費補助	生活交通として必要不可欠な、一定の要件を満たすバス路線の運行経費の一部補助を行います。	公共交通政策部
地域主体の乗合タクシー等導入・運行支援	地域が主体となって乗合タクシー等を導入する取組に対して、その各段階において、地域特性に応じた運行形態等に対する助言、実験運行を実施する場合の収支不足額の全額負担を行います。また、本格運行を実施する場合は、国や市等の補助制度による財政的支援などを行います。	公共交通政策部

施策項目(3) 権利擁護の推進

① 成年後見制度の利用促進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化	地域において権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるため、保健・医療・福祉の連携に司法も含めた地域連携ネットワークを強化するとともに、親族や福祉・医療・地域の関係者及び後見人等で構成される本人の見守りや必要な対応を行う権利擁護支援チームを支援します。	高齢福祉課
市民後見人の育成	市民後見人養成事業による研修修了者に対し、知識の維持・向上を図る機会を提供するとともに、市民後見人に対する専門職等によるサポート体制を整え、助言等を行います。また、市民後見人の受任者調整の対象を拡大し、地域における後見業務の担い手の確保に取り組みます。	高齢福祉課
成年後見人等選任の市長申立て	身寄りがなく判断能力が十分でないため財産管理等ができない高齢者に代わって、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。	高齢福祉課
成年後見人等への報酬支払助成	後見人等への報酬を支払う資力がない被後見人等に報酬相当の費用を助成します。	高齢福祉課
成年後見人等への送付先変更の一括受付	本市から送付する成年被後見人等への通知書等の宛先を、成年後見人等へ変更する複数の手続について、一つの窓口でまとめて受け付けます。	高齢福祉課

② 高齢者虐待防止の推進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
高齢者虐待防止事業の実施	区役所厚生部と地域包括支援センターが、医師会、弁護士会、社会福祉士会等の関係団体や民生委員、介護サービス事業者等と連携して高齢者虐待防止ネットワークを形成し、高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援を行います。	地域包括ケア推進課
高齢者虐待に関する養介護施設の監査・運営指導等の実施	養介護施設の監査・運営指導等の際に身体拘束や虐待の防止のための指針の整備状況等の高齢者虐待に関連した事項を重点的にチェックするとともに、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報・届出に対応し、事実確認の調査や虐待の再発防止のための指導等を行います。	高齢福祉課・ 介護保険課・ 地域包括 ケア推進課
高齢者虐待等緊急一時保護居室確保	高齢者虐待事例により迅速に対応するため、虐待を受けた高齢者を緊急に一時保護する居室を確保します。	高齢福祉課
特別養護老人ホーム等での緊急保護	虐待により生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがある高齢者を、「老人福祉法」に基づき、特別養護老人ホーム等へ緊急に保護します。	高齢福祉課
養介護施設従事者等を対象とした研修の実施	養介護施設従事者等を対象として、高齢者虐待防止法の内容や虐待防止の取組事例の紹介等を行う研修を実施します。	地域包括 ケア推進課
高齢者虐待対応職員を対象とした研修の実施	高齢者虐待に対応する各区地域支えあい課職員や地域包括支援センター職員等を対象とした実務的な研修を実施します。	地域包括 ケア推進課

施策項目(4) 暮らしの安全対策の推進

① 交通事故防止対策の推進

取組名等	取組内容等	関係課
交通安全教室の開催などによる交通安全意識の向上	高齢者等を対象に、座学形式のほか、交通安全教育機材を活用した参加・体験型の交通安全教室を開催します。また、夜間・薄暮時間帯における歩行中被害の交通事故を未然に防ぐため、LED ライトや反射材用品の配布・貼付活動等に取り組みます。	道路管理課
交通安全対策の実施	交通事故が多発している交差点の改善や見やすく分かりやすい道路標識の設置などの交通安全対策に取り組むことで、高齢者が運転者として交通事故に遭遇しないための環境の整備を進めます。	道路課

② 犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの推進

取組名等	取組内容等	関係課
特殊詐欺対策推進事業	特殊詐欺による被害を防止するため、被害に遭いやすい高齢者を中心として、市民の意識高揚を図ります。	市民安全推進課
一家一事業所一点灯運動の推進	日没後、自宅や通行人の安全性を高めるため、各家庭、各事業所等が通りに面した場所の照明を点灯する取組を促進します。	市民安全推進課

③ 消費者施策の推進

取組名等	取組内容等	関係課
市関係相談窓口との連携	消費生活センターと消費者問題に関係する相談窓口及び関係機関が連携し、相談内容の解決や情報共有を進めます。	消費生活センター
消費生活出前講座の実施	学校、高齢者団体、地域で高齢者を支援する団体などに講師を派遣し、消費者トラブルの実例などを通して、消費生活の基礎的知識の普及に努め、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	消費生活センター
地域住民への情報提供	消費者被害や消費生活センターの業務内容に関する情報を地域住民に直接届けることにより、消費者被害の防止を図るとともに、消費生活センターの認知度を向上させ、消費生活相談につなげます。	消費生活センター
消費者啓発パンフレット等の作成等	消費者被害防止パンフレットや訪問販売お断りステッカーなどを作成し、消費生活出前講座の場などを利用して配付することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	消費生活センター
消費者安全確保部会の構成団体と連携した見守り体制の整備	消費者安全確保部会の構成団体に所属する方に、消費生活に関する見守り活動のあり方を学ぶための講座等を実施し、消費生活サポーターや消費生活協力団体として、見守り活動に取り組む体制を整備することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	消費生活センター
見守り関係団体との連携	消費生活協力団体や地域包括支援センター等と情報を共有し、地域の見守り活動を実施することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	消費生活センター
消費生活サポーターの育成	高齢者等の見守り活動のあり方を学ぶための講座の実施や活動を支援する情報の提供等により、見守り活動を担う人材を育成し、高齢者等の消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	消費生活センター
消費生活協力団体の育成	高齢者等の見守り活動のあり方を学ぶための講座の実施や活動を支援する情報の提供等により、消費者安全の確保に取り組む消費生活協力団体を育成し、消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	消費生活センター
消費生活相談における高齢者の権利擁護の推進のための関係機関の紹介	自立した消費生活が難しいと思われる場合には、家族や介護支援専門員などに権利擁護のための制度や行政の福祉関係窓口を紹介し、利用を促すことにより、消費者被害の未然防止につなげるよう努めます。	消費生活センター
消費生活情報紙の作成等	消費生活情報紙「知っ得なっとく」を作成し、市民等に提供することにより、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	消費生活センター

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
市広報紙等を活用した情報提供	市の広報紙や広報番組、SNSなどを活用し、消費生活に関する情報を市民に提供することにより、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	消費生活センター
消費者力向上キャンペーン事業	消費者自らの学習意欲を高めるため、消費者団体、事業者団体等と協力し、消費者月間や各種イベントに合わせて消費者啓発事業を実施することにより、消費者力の向上を図ります。	消費生活センター

④ 防災対策の推進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
高齢者世帯への防火訪問	高齢者のいる世帯を対象として防火訪問を実施し、住宅の防火に関する意識啓発に取り組みます。	消防・予防課
避難行動要支援者世帯への防災情報電話通知サービスの活用	土砂災害等の危険区域に居住する避難行動要支援者（高齢者や障害者等）世帯を対象として、事前登録した固定電話又は携帯電話あてに、合成音声により避難情報等を伝達します。	災害対策課
避難行動要支援者の避難支援に係る取組の支援（再掲）	施策の柱2－施策項目(1)－②に掲載	危機管理課・健康福祉企画課
福祉避難所の設置	災害が発生し、指定避難所等での避難生活が長期化する場合、福祉的配慮が必要な高齢者等が、安心して避難生活を送ることができるよう、車いす使用者等対応トイレ等のバリアフリー環境の整備や、生活相談員の配置等の体制を整えた福祉避難所の設置を進めます。	健康福祉企画課

施策の柱 3

援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実

施策項目(1) 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

① 介護サービス基盤の整備

取組名等	取組内容等	関係課
介護サービス基盤の整備促進	介護サービスについて、必要量や地域特性を踏まえた整備促進に取り組みます。また、「広島市立地適正化計画」の誘導施設に通所・訪問系地域密着型サービス事業所などを定め、都市機能誘導区域に誘導することで利便性の向上を図ります。	介護保険課・都市計画課
地域密着型サービス事業所整備等補助	地域密着型サービスの提供体制の確保に向けて、その整備を促進するための補助を行います。	介護保険課
民間老人福祉施設整備補助	社会福祉法人等が設置経営する社会福祉施設の整備事業を行う場合、その整備を促進するための補助を行います。	介護保険課・高齢福祉課
施設・事業所における防災対策の推進	近年の災害の発生状況を踏まえ、土砂災害警戒区域等に所在する施設・事業所が避難先や避難経路、必要な物資の備蓄、避難訓練の実施などを定めた避難確保計画の策定状況を点検し、必要に応じ助言・指導するなどにより、施設・事業所における防災対策の推進を図ります。	介護保険課・災害予防課
施設・事業所における感染症対策の推進	施設・事業所における感染症対策の周知啓発や感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備状況の確認等を行うことにより、施設・事業所における感染症対策の推進を図ります。	介護保険課

② 介護サービスの質の向上と業務効率化

取組名等	取組内容等	関係課
広島市介護マイスター養成支援事業	介護職員の資質の向上やキャリア形成を図るとともに、その社会的評価を高め、介護技術に優れた中核となる人材の養成・定着を促進するため、国の「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」に基づき、一定レベル以上の認定を取得した者を「ひろしま介護マイスター」として認定し、養成した事業所に奨励金を交付します。	介護保険課
介護支援専門員に対する研修の実施	介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上を図るため、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護保険施設等の介護支援専門員に対して研修を実施します。	介護保険課
ケアプラン点検の実施	居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所を訪問し、自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けて点検を行います。	介護保険課
特別養護老人ホーム整備運営事業者・地域密着型サービス運営事業者の選定	選定に当たっては、看取り介護への対応を含めその事業計画を評価し、サービスの質の向上に取り組みます。	介護保険課
介護現場におけるICT機器等の導入促進	介護現場における業務の効率化や介護職員の身体的な負担の軽減、利用者サービスの向上に資するICT機器や介護ロボット等の導入について、広島県とも連携しながら促進を図ります。	介護保険課
介護分野における文書の負担軽減	介護事業所における指定申請、報酬請求及び指導監査に関連する文書の様式及び提出方法等の簡素化や標準化等に取り組み、介護現場の事務の効率化を図ります。	介護保険課

③ 介護人材の確保・育成

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
介護職員の処遇改善に係る加算取得促進事業	介護サービス事業者に対し、介護職員の処遇改善に係る加算制度の理解を促進するためのセミナーを開催するとともに、事業所に社会保険労務士等を派遣し、円滑な加算取得を支援します。	介護保険課
保育・介護人材サポート事業の実施	地元企業、保育・介護事業者等が協力し、賃金面の処遇改善を行う国の取組を補完することを目的に、買物支援など福利厚生面での処遇改善を行います。	雇用推進課
介護人材資格取得・就業促進事業	介護人材の裾野の拡大を図るため、訪問介護に従事するために必要な資格である介護職員初任者研修について、その受講料を軽減するとともに研修修了者の就業・定着を支援するほか、子育てを終えた人や定年退職した人など介護職未経験者が介護職に就く契機となるよう、掃除・洗濯など日常生活のサポートを行う生活援助員の資格取得を支援し、取得者のニーズに応じた就業支援に取り組みます。	介護保険課
広島市介護マイスター養成支援事業（再掲）	施策の柱3－施策項目(1)－②に掲載	介護保険課
若い世代の介護職理解促進事業	若い世代が介護を将来の仕事として捉える機会を提供するため、高校生・大学生の介護の職場見学や、中学生を対象とした出前授業を実施します。	介護保険課
生活支援体制整備事業の実施（再掲）	施策の柱2－施策項目(1)－④に掲載	高齢福祉課・地域共生社会推進課
住民主体型生活支援訪問サービス事業の実施（再掲）	施策の柱2－施策項目(1)－④に掲載	高齢福祉課

施策項目(2) 介護保険事業の円滑な実施と持続可能性の確保

① 介護給付の適正化の取組の推進

取組名等	取組内容等	関係課
厳正な指定審査の実施	基準に適合した介護サービスを利用者に提供するため、介護サービス事業者の指定申請等に対して厳正な審査を行います。	介護保険課
運営指導や集団指導等の実施	介護サービスの適正な提供や質の確保を図るため、介護サービス事業者に対して、新規指定時及び指定更新時等の運営指導並びに集団指導を実施します。また、介護サービス事業者の不正事案については、監査や行政処分を行うなど厳格に対応します。	介護保険課
レセプトチェックの実施	介護報酬請求の内容を点検するレセプト（介護給付費明細書）チェックを行います。	介護保険課
認定調査の適正化	認定調査の適正化を図るため、①本市職員による新規申請者に対する認定調査の直接実施、②委託実施する更新調査等の内容点検、③認定調査の実施機関として県の指定を受けた事務受託法人の活用による更新調査等の実施、④認定調査員に対する定期的な研修を実施します。	介護保険課
介護認定審査会委員に対する研修の実施	新任・現任の介護認定審査会委員に対して定期的な研修を実施します。	介護保険課
ケアプラン点検の実施	居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所を訪問し、自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けて点検を行います。	介護保険課
介護支援専門員に対する研修の実施	介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上を図るため、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護保険施設等の介護支援専門員に対して研修を実施します。	介護保険課
福祉用具購入・貸与の適正化	福祉用具購入・貸与の適正化を図るため、利用者が適切な福祉用具を選択するために必要な情報が入手できるような環境整備に取り組みます。	介護保険課
住宅改修工事チェック等の実施	工事施工前に適切な住宅改修かどうか確認し、工事施工後もチェックを行います。また、住宅改修事業者等に対する研修を実施します。	介護保険課
各種広報媒体を活用した意識啓発	各種広報媒体を活用し、介護サービス利用についての意識啓発を行います。	介護保険課

② 情報提供及び相談・苦情解決体制の充実

取組名等	取組内容等	関係課
介護サービスに関する情報提供	介護事業所が提供するサービス内容など、利用者やその家族への情報提供を行います。	介護保険課
介護サービス相談員の派遣	介護保険施設等に介護サービス相談員を派遣し、サービス利用者の相談に応じることにより、介護サービス等に対する疑問や不満、不安の解消に努めます。	介護保険課

③ 低所得者対策等の実施

取組名等	取組内容等	関係課
低所得者等に対する保険料の軽減	災害の被害を受けた人や失業・入院等により収入が著しく減少した人等を対象に保険料の減免を行います。また、低所得者を対象に保険料の軽減を行います。	介護保険課
重度心身障害者や低所得者等に対する利用者負担の軽減	介護サービスの利用者負担の軽減のため、次の事業を実施します。 ①重度心身障害者介護保険利用負担助成、②介護保険支給限度額超過利用負担助成、③社会福祉法人による介護サービス利用者負担軽減費用助成、④高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費、⑤介護保険施設に入所した場合の居住費や食費の軽減、⑥災害に被災した人や失業・入院等により収入が著しく減少した人等を対象とした利用者負担減免等	介護保険課・ 保険年金課

施策項目(3) 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

① 在宅医療に取り組む機関・人材の確保と育成

取組名等	取組内容等	関係課
「在宅医療・介護連携推進委員会」など在宅医療・介護連携に関する取組	医療・介護関係者等で構成される市及び各区の「在宅医療・介護連携推進委員会」において、在宅医療の充実や在宅医療・介護連携の推進等について幅広く意見交換や情報交換を行いながら、多職種の顔の見える関係づくりや在宅医療支援体制の整備促進、市民の在宅ケアに関する理解促進など、関係者が協働して取組を推進します。	地域包括ケア推進課・介護保険課・医療政策課
在宅医療・介護サービス提供基盤の整備促進	在宅療養支援診療所や訪問歯科診療所、訪問看護事業所等の在宅医療提供機関、及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等の介護サービス提供事業所の整備促進とサービスの質の向上に取り組めます。	介護保険課・医療政策課
在宅訪問歯科健診・診療事業（再掲）	施策の柱2－施策項目(1)－④に掲載	健康推進課

② 在宅医療を支える病診連携・診診連携・多職種連携・後方支援体制の確保

取組名等	取組内容等	関係課
「在宅医療・介護連携推進委員会」など在宅医療・介護連携に関する取組（再掲）	施策の柱3－施策項目(3)－①に掲載	地域包括ケア推進課・介護保険課・医療政策課
在宅医療相談支援窓口運営事業の実施	在宅療養患者の緊急時の受入機関の調整や在宅医療に関する相談などに対応する「在宅医療相談支援窓口」を区単位で運営するとともに、窓口運営に当たって必要となる後方支援医療機関のネットワーク化のほか、在宅医療を担うかかりつけ医や専門医等の相互連携・協力体制の構築を図ります。	地域包括ケア推進課
広島市北部在宅医療・介護連携支援センターの運営	北部地域の地域包括ケアシステムを支える基幹的な役割を担う「広島市北部在宅医療・介護連携支援センター」を運営し、在宅療養への移行支援や在宅療養を支える人材の育成などに取り組めます。	地域包括ケア推進課
地域包括支援センターによる在宅医療・介護連携の推進	地域包括支援センターが市及び各区の在宅医療・介護連携推進委員会に参画するとともに、日常生活圏域において、情報交換会・事例検討会等を開催することなどにより、多職種の顔の見える関係づくりやケアの質の向上を図ります。	地域包括ケア推進課

③ 認知症医療・介護連携の強化

施策項目(4)－②に掲載

④ 在宅医療・介護に関する市民啓発

取組名等	取組内容等	関係課
「在宅医療・介護連携推進委員会」など在宅医療・介護連携に関する取組（再掲）	施策の柱3－施策項目(3)－①に掲載	地域包括ケア推進課・介護保険課・医療政策課
介護者に対する支援（再掲）	施策の柱2－施策項目(1)－④に掲載	高齢福祉課
特別養護老人ホームによる在宅介護支援の推進（再掲）	施策の柱2－施策項目(1)－③に掲載	高齢福祉課

施策項目(4) 認知症施策の推進

① 認知症の人に関する市民の理解の増進等と本人発信支援

取組名等	取組内容等	関係課
認知症サポーター養成講座の開催	認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深め、地域において認知症の人とその家族等をできる範囲で支援する「認知症サポーター」を養成するため、認知症アドバイザーを講師に招き、地域住民や職域・学校等を対象に講座を開催します。	地域包括ケア推進課
認知症サポーターステップアップ講座の開催	認知症サポーター養成講座受講者が認知症の人とその家族等を地域で支えるボランティアとして、認知症の人と家族等にやさしい地域づくりに向けた取組の担い手となることを促進するため、ステップアップ講座を開催します。	地域包括ケア推進課
認知症アドバイザーの養成	認知症サポーター養成講座の講師となる「認知症アドバイザー」を養成するため、介護従事者等を対象に講座を開催します。 また、認知症アドバイザーの質の向上を図るため、フォローアップ講座を開催します。	地域包括ケア推進課
認知症月間等における普及・啓発	市民に広く認知症についての関心と理解を深めるため、民間企業や地域団体等と連携し、広報やイベント等を実施します。	地域包括ケア推進課

② 認知症の容態に応じた切れ目のない良質な医療・介護の提供

取組名等	取組内容等	関係課
「認知症初期集中支援チーム」の運営	全区に設置している「認知症初期集中支援チーム」において、認知症専門医の指導の下、複数の専門職が認知症の人等を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行います。	地域包括ケア推進課
認知症地域支援推進事業の実施	認知症地域支援推進員を各区1か所の地域包括支援センターに配置し、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や医師会等と連携しながら、認知症に関する医療・介護連携の推進や地域包括支援センター職員・介護支援専門員等に対する技術的支援、若年性認知症の人や家族等に対する相談支援等を実施します。	地域包括ケア推進課
認知症疾患医療センターの運営	認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動・心理症状や身体合併症に係る急性期治療、診断後の相談支援等を行うとともに、認知症サポート医やかかりつけ医や介護従事者の研修等を行う認知症疾患医療センター（西部・東部・北部の3カ所）を運営します。	地域包括ケア推進課
認知症地域連携パスの普及促進	認知症疾患医療センター等が発行する認知症地域連携パスを活用した医療・介護連携を推進します。	地域包括ケア推進課
認知症サポート医等の医療従事者に対する研修の実施	認知症サポート医やかかりつけ医認知症対応力向上研修修了者等に対するフォローアップ研修を実施するとともに、歯科医師や薬剤師、看護職員、病院勤務の医療従事者、病院勤務以外の看護師等向け認知症対応力向上研修を実施します。	地域包括ケア推進課
地域密着型サービス事業所整備等補助（再掲）	施策の柱3－施策項目(1)－①に掲載	介護保険課
認知症に係る介護サービスの充実	環境変化の影響を受けやすい認知症の人に対して、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう支援するため、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）や認知症対応型通所介護等の認知症対応サービスの計画的整備を促進します。	介護保険課
介護従事者等に対する認知症介護に関する研修の実施	認知症介護従事者を対象とした基礎研修や実践研修、認知症対応型サービス事業管理者研修等の認知症介護に関する研修を実施し、介護従事者等の認知症対応力の向上を図ります。	地域包括ケア推進課・介護保険課

③ 若年性認知症の人への支援

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
地域包括支援センターや各区の保健・医療・福祉総合相談窓口における相談支援	市内 41 か所の地域包括支援センターや各区厚生部の保健・医療・福祉総合相談窓口において、認知症に関する相談対応を行い、必要に応じて、専門医療機関の紹介や介護サービス等の利用支援を実施します。	地域包括ケア推進課・健康福祉企画課
認知症地域支援推進事業の実施（再掲）	施策の柱 3－施策項目(4)－②に掲載	地域包括ケア推進課
若年性認知症への関心・理解を深めるための普及・啓発	市民に広く若年性認知症についての関心と理解を深めるため、本市ホームページやチラシのほか、認知症サポーター養成講座や認知症月間等におけるイベント等を通じて、普及・啓発に努めます。	地域包括ケア推進課
若年性認知症に関する介護従事者研修の実施	介護従事者等を対象として、若年性認知症に関する研修会を開催します。	地域包括ケア推進課
「陽溜まりの会」に対する運営支援	若年性認知症の人とその家族等の情報交換・交流の場として「認知症の人と家族の会」が主催する「陽溜まりの会」に対し、講師派遣等による運営支援を行います。	地域包括ケア推進課

④ 認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
認知症サポーター養成講座の開催（再掲）	施策の柱 3－施策項目(4)－①に掲載	地域包括ケア推進課
認知症サポーターステップアップ講座の開催（再掲）	施策の柱 3－施策項目(4)－①に掲載	地域包括ケア推進課
地域包括支援センターや各区の保健・医療・福祉総合相談窓口における相談支援（再掲）	施策の柱 3－施策項目(4)－③に掲載	地域包括ケア推進課・健康福祉企画課
認知症地域支援推進事業の実施（再掲）	施策の柱 3－施策項目(4)－②に掲載	地域包括ケア推進課
区保健センターにおける相談支援	区保健センターにおいて、精神科医師や精神保健福祉相談員による相談を実施します。	精神保健福祉課
認知症疾患医療センターの運営（再掲）	施策の柱 3－施策項目(4)－②に掲載	地域包括ケア推進課
認知症コールセンター（電話相談窓口）の運営	認知症の人や家族等が不安や悩みなどを気軽に相談できるよう、認知症介護の経験者等が、専用電話で相談対応を行い、必要に応じて、地域包括支援センターや専門医療機関の紹介等を行います。	地域包括ケア推進課
「陽溜まりの会」に対する運営支援（再掲）	施策の柱 3－施策項目(4)－③に掲載	地域包括ケア推進課
認知症カフェ運営事業	認知症の人とその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、相互交流を図るとともに、専門職による相談・助言などによって、認知症の人とその家族の孤立化防止や地域で認知症の人と家族等を支える体制づくりの促進を図るため、認知症カフェの運営費の補助などの運営支援を行います。	地域包括ケア推進課

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
認知症高齢者等の家族の会に対する支援	認知症高齢者等を介護している家族等の介護技術の向上と介護負担の軽減を図るため、家族同士の交流と情報交換の場としての役割を担う「認知症の人と家族の会」に対し、研修実施などの運営支援を行います。	地域包括ケア推進課
認知症高齢者等介護セミナーの開催	認知症高齢者等の介護方法や心理に関する正しい知識の普及を図るため、市民を対象としたセミナーを開催します。	地域包括ケア推進課
はいかい高齢者等SOSネットワークの運営	各区において、区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域包括支援センター、介護保険事業所等がネットワークを形成し、行方不明者情報の共有や道に迷う恐れのある認知症高齢者等の事前登録などを行い、警察の捜索に協力し、捜索願が出された認知症高齢者等の早期発見・保護に努めます。	地域包括ケア推進課
認知症高齢者等保護情報共有サービス提供事業	はいかい高齢者等SOSネットワークに登録した者を対象に、衣服などに貼って使用するシールを作成・配付し、登録者が道に迷った場合などにおいて、発見者が当該シールに印字された二次元コードを読み取ることで、身元確認や家族等への引渡しを円滑に行うことができるようにします。	地域包括ケア推進課

⑤ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
成年後見人等選任の市長申立て（再掲）	施策の柱2－施策項目(3)－①に掲載	高齢福祉課
成年後見人等への報酬支払助成（再掲）	施策の柱2－施策項目(3)－①に掲載	高齢福祉課
市民後見人の育成（再掲）	施策の柱2－施策項目(3)－①に掲載	高齢福祉課
権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進（再掲）	施策の柱2－施策項目(3)－①に掲載	高齢福祉課
高齢者虐待防止事業の実施（再掲）	施策の柱2－施策項目(3)－②に掲載	地域包括ケア推進課
高齢者虐待に関する養介護施設の監査・運営指導等の実施（再掲）	施策の柱2－施策項目(3)－②に掲載	高齢福祉課・介護保険課・地域包括ケア推進課

施策項目(5) 被爆者への援護

① 被爆者への健康診断等の実施

取組名等	取組内容等	関係課
被爆者健康診断等の実施	年2回の定期健康診断に加え、希望者への年2回の健康診断（うち1回はがん検診へ変更可）を実施するとともに、精密な検査が必要な人には精密検査を行います。さらに、健康づくりセンターにおいて、骨粗しょう症検診を実施します。	原爆被害対策部援護課
被爆者健康診断交通手当の支給	健康診断（一般検査、がん検診及び精密検査）を受診した際、一定要件を満たす場合には、受診機関までの交通手当を支給します。	原爆被害対策部援護課

② 被爆者からの相談対応

取組名等	取組内容等	関係課
被爆者からの相談対応	各区地域支えあい課において被爆者相談員が健康や生活等に不安を持つ被爆者の相談に応ずるとともに、介護を要する状態にある被爆者などに対して必要に応じて家庭訪問をします。また、原爆被害対策部援護課の被爆者相談ダイヤルで電話相談に対応します。	原爆被害対策部援護課

③ 被爆者の日常生活の支援

取組名等	取組内容等	関係課
介護手当の支給	厚生労働省令で定める範囲の中重度障害又は重度障害（原子爆弾の傷害作用の影響ではないことが明らかであるものを除く。）により介護を要する状態にある被爆者が、在宅で費用を伴う介護を受けている場合に介護手当を支給します。また、重度障害の状態にある被爆者が、在宅で費用を伴わない介護を受けている場合にも介護手当を支給します。	原爆被害対策部援護課
介護サービスの利用料助成	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」や「広島市原子爆弾被爆者援護要綱」に定める介護サービスを利用した場合（一部、基準あり。）、その利用料のうち利用者負担に相当する額を助成します。	原爆被害対策部援護課
被爆者健康交流事業の実施	健康や福祉制度に関する知識の普及のため、各区での健康づくり教室や交流会を実施します。また、ひとり暮らしの被爆者を対象として、毎月2回市内の公衆浴場を利用した「お風呂の日」を実施することにより、孤立の予防や心身の健康、生きがいづくりに努めます。	原爆被害対策部援護課
健康づくり事業の実施	広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）のクアハウスを利用して、温泉療法や運動指導等を実施することにより、被爆者の健康増進、疾病予防等に努めます。	原爆被害対策部調査課
原爆養護ホームにおける養護の実施	居宅において養護を受けることが困難な被爆者に対し、原爆養護ホーム（一般養護ホームと特別養護ホーム）において、生活指導その他日常生活の世話などを行います。	原爆被害対策部援護課
原爆養護ホームにおける日帰り介護（デイサービス）と短期入所生活介護（ショートステイ）の実施	日常生活を営むのに支障がある在宅の被爆者に対して、日帰り介護（デイサービス）や短期入所生活介護（ショートステイ）を実施します。	原爆被害対策部援護課
原爆養護ホームの適切な運営	原爆養護ホーム（一般養護ホームと特別養護ホーム）における職員研修の実施等により、介護・看護サービスの質の向上を図ります。	原爆被害対策部調査課